平成２６年（フ）第１６１号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根136番地４　リゾルート茅ヶ崎102号
破産者　小松　　功
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０１号
神奈川県小田原市蓮正寺602番地　市営葭田住宅１号棟47号室
破産者　立入大三郎
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６７号
新潟県柏崎市長峰町20番36号　コーポ清風108号、開始決定時の住所新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡甲4459番地１
破産者　樋口　正徳
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
長野県飯田市伊豆木4075番地１
破産者　遠山　佳子
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第７７号
愛知県豊橋市忠興２丁目10番地４　403、従前の住所愛知県豊橋市中岩田５丁目１番地の９
破産者　浅井　啓子
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１０７号
愛知県豊橋市平川本町１丁目15番地４　305
破産者　妹尾　寿幸
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第９８号
滋賀県彦根市川瀬馬場町971―１サニープレイス河瀬227、開始決定時の住所滋賀県東近江市伊庭町252番地51
破産者　将亦和男こと　將亦　和男
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第９０８号
広島市南区京橋町９番22―503号
破産者　川本　修司
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１５８号
広島県東広島市西条町寺家5649番地２
破産者　瀧島　道晴
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７０号
愛媛県今治市吉海町名3032番地
破産者　西部　昌二
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第３８号
高知県四万十市安並2654番地49
破産者　松本　茂子
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第５９号
佐賀県唐津市枝去木352番地３
破産者　古賀　一見
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第６０号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2615番地17　２―３―４
破産者　古賀　金道
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第５５号
秋田県大仙市太田町三本扇字高花262番地、開始決定時の住所埼玉県行田市棚田町２丁目２番地36
破産者　石崎　隆誠
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４３２号
仙台市若林区大和町５丁目11番32―1002号
破産者　広瀬　俊昭
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３３８号
埼玉県吉川市保１丁目11番地６　ファミール吉川106号
破産者　椿　　靖
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４９１号
新潟市東区白銀１丁目５番地11
破産者　横山　　誠
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９７号
山梨県甲府市上石田２丁目41番10号
破産者　金丸　七徳
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係